

## 日本年金機構運営評議会（第31回）議事要旨

1. 開催日時 平成29年10月10日（火）14時00分～16時00分
2. 場 所 日本年金機構本部 4階第2会議室
3. 出席委員 菊池座長、和泉委員、植西委員、平川代理委員（新谷委員代理人）、 嵩委員、戸田委員、牧嶋委員、若杉委員、大野代理委員（若林委員代理人）（9名）
4. 議題
  - ①日本年金機構の平成28年度の業務実績の評価結果
  - ②再生プロジェクトの実施状況
  - ③情報セキュリティ対策の実施状況
  - ④受給資格期間短縮の施行にむけた対応状況等について
  - ⑤日本年金機構の宿舍等の資産管理の見直しについて
  - ⑥振替加算の総点検とその対応について
5. 意見概要  
（○：委員意見 ●：機構からの説明）

### [議題①]

#### 「日本年金機構の平成28年度の業務実績の評価結果」

- 個人番号の利用について評価する委員会からまだ了解をとっていないという理解でよろしいか。
- 本年1月から、相談業務に関してはマイナンバーでお届けいただいたものの受付や、現況届や新規裁定請求書にマイナンバーを書いていたと取扱いも開始している。しかしながら、情報連携、たとえば、所得の把握や戸籍などの添付書類を省略することに関しては、情報流出事案が発生したため取扱いが延期され、まだ認められていない。取扱いを認めていただくための政令公布に向け、引き続き情報セキュリティ体制の整備を図ってまいりたい。
- 市町村の中間サーバーや健康保険組合との連携などは、政令が出ないと対応できないということよろしいか。
- そうである。

- 9ページの適用徴収対策について、評価Aについては妥当ではないか。協会けんぽの財政が近年好転しており、積立金が史上最高という状況だ。制度による社会保険の適用拡大に加えて、適用徴収の対策が相当効果的に表れており、それが協会けんぽの運営にも大きく影響を与えている。社会保険の持続可能性をより高めていくということについては、実務の面で、より効果的な対策が重要だと思うので、ぜひとも引き続き適用徴収についてはさまざまな工夫をしつつ進めていただきたい。
- 実際に、力を入れてこの部分はやっていかなければならないことであり、厚労省にも相談している。今年は特に10人以上あるいは5人以上という従業員の数が多いところを中心に重点的にやっていきたいと考えており、なるべく公平に、適用しなければならないところは適用していきたい。

#### [議題②]

##### 「再生プロジェクトの実施状況」

#### [議題③]

##### 「情報セキュリティ対策の実施状況」

- 世間では行政手続きのコスト削減・効率化ということが言われている中で、3年後、原則電子申請という強い動きがあるように聞いているが、先般の規制改革委員会が出ているようなメッセージで言うと、一定の規模以上の事業所については、原則電子申請であるということだ。再生加速のための事務センターのビジネスモデルの話があるが、電子申請を加速する動きが強くと出てくると、要員の計画、教育という面で事務センターの体制も変えていくことを求められるように思う。法令が整備されて、一定の規模をオンラインで処理していくとなると、わりと早い時期で年金機構としても対応が迫られるのではないかと思うが、検討状況についてお話しいただきたい。
- セキュリティ上あるいは効率化の観点から、申請方法を紙から電子申請へ変えていく必要がある。基本的には平成31年を目途に電子申請のあり方について全面的に見直しを行い、全国集約して対応できると思っている。できるだけオンラインで処理をする方向であり、検疫PCもその一環。あわせて、システム刷新の中で、媒体や紙が動かない仕組み、合理化・効率化を実現していきたい。

○ 再生プロジェクトが急速に加速して緊張感が出てきたというのがよく分かった。地域マネージャーがいろいろなところを回って、どういう意見が上がってきているのか。また、出向した方が民間の知恵を持ち帰ってくるという話があったが、そういう効果が出ているのか。また、事務センターの集約の効果があまり出ていないという話があったが、具体的にどういうことなのか。機構の場合は特に規程やコンプライアンスなどで制約があるので仕方がないと思うが、まだ効率化できる場面がいくつかある。計画や目標を立てると、それを達成すること自体が目的になってしまい、目標の先の本来の目的という根本的なところを考えないと、なかなか難しいと思う。たとえば入札で、期間が決まっているものはもう少し早くから募集し、長く期間がとれるようにすれば、少し安くしていろいろな手が挙がってくるのかなと思う。最近の機構の入札はあまり芳しい状況でない。価格が決まっている割に手間も注文も多いということになると、やりたいという手が挙がらず、質が下がり、せっかく何ヶ月に1回業者の見直しをしても結局同じ業者が継続して受注するので、競争にならないということもあると思う。まださまざまな工夫の余地がある。

● まず、民間への出向であるが、出向した職員は、機構で働くことに自信のようなものを得たようだ。狙いとして、民間のスピードや激しい競争などについて知ってもらう必要はあると思うが、比較の中で機構の良さや使命を見つけることがむしろこの効果ではないかと思っている。

事務センターの集約の効果が出ていないということに関しては、事務センターの役割や非正規職員・無期化職員の役割分担を明確にすることが必要。また、現在は給付業務について、年金事務所と事務センター、それぞれに責任が分散されているため、責任の明確化が必要と考えている。

入札に関しては、公正性を担保しようとする非効率な手続きを踏まざるを得ないところがあるが、問題が起きないようにするためにはそうせざるを得ない。

● 地域マネージャーは、基本的に現場で何が起きているかをつかむことと、本部から発出する「指示」について、なぜそれが必要なのか、いかに重要なのかというのを徹底させていくという、二つの役割がある。月に2回ほど地域ごとに集まってもらい、理事長以下に対して状況報告をしてもらっているが、共通の現場の関心事項が結構あり、それについて

は個別具体的にどうしていくか決める。そのような活動を通して、最近地域マネージャーを通して言ったことがきちんと実現しているという声がかかり聞かれるようになった。我々としては現場を管理・掌握することが重要だと思っている。それが本部が現場を向くということだし、現場重点主義ということだと思う。実際、こまめに情報を得て、出された意見に対して個別に対応策を作った上で現場に戻している。そういう意味でのキャッチボールのような会話が進んで、本部と現場が一体となるよう努めてきたい。

- 箱を作ってこれから中身を入れるという話で、有機的に動いていることがよくわかった。特に、出向されたみなさんが機構が良いと思って帰ってきたというのは嬉しい話だ。目標の一つに、「職員が誇れる組織」とあるので、それに近づいているのがよくわかった。
- 再生プロジェクトの4ページ目に、専門職制度を導入とあるが、専門職の方々は13ページの人事体系・資格体系の見直しのどこに当てはまるのか。また、専門職になると、何か給与でインセンティブがつく仕組みになっているのか。それから、役職定年制度の運用を始めたということだが、役職定年になった方の処遇はどうなるのか。法律で、60歳以上の方も希望すれば雇用しなければならないというのがある。専門性の高い人であれば、継続して働いていただいて、ある程度の賃金を保証すれば戦力になるかもしれないが、現状についてお話しいただきたい。
- 専門職制度は、年金給付とシステムに限定している。年金給付専門職は基本的にはその地域で給付業務を担っていただく。上席年金給付専門職は管理職なので、基本給が上がり、職責手当がつく。上席年金給付専門職から相談室長や所長になるというキャリアパスも用意している。  
役職定年については、57～59歳くらいが対象となり、本部の一部の部長、各県の代表年金事務所長以外は、原則役職定年になる。現在、役職が上の人もそうでない人も、60歳の定年を迎えて再雇用になったとたんに、ほとんど処遇が同じになるため、今後、60歳で辞めたときの役職や能力によって処遇を変えることを考えている。
- どの民間企業でもその部分をどうするかは悩みで、特に機構の場合には民間でいう子会社のようなものがないので、どのようにしたらみなさ

んのやる気が落ちないようにうまく持って行くのか大変だと思ったが、非常によくわかった。

〔議題④〕

「受給資格期間短縮の施行にむけた対応状況等について」

〔議題⑤〕

「日本年金機構の宿舎等の資産管理の見直しについて」

〔議題⑥〕

「振替加算の総点検とその対応について」

- （議題⑥について）4つの点検結果の中の事例3（事務処理誤り）が全体の5%くらいになると思う。この比率は全体の事務処理誤りと比較すると大きいと思うが、難易度が高かったのか、他に理由があったのか。
- 機構から毎月事務処理誤り報告をしているが、資料10ページの上の表をご覧くださいと、その中での振替加算の件数が平成22年度から28年度にかけて、特に最近増加している。これは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給年齢引き上げに伴い、確認が非常に難しくなっていることによるものである。今回は構造的な問題ということで、共済組合との間の情報連携不足やシステム誤りによるものなどにより、事務処理誤りとして報告された件数が総量として多かったということである。その内の人為的なミスがどのくらいなのかは、一概に他の事務処理誤りとの比較は難しい。
- 機構の事務処理の中で、今回のように制度が少し変わったり複雑になると、事務処理ミスが起きるような傾向はないのか。
- まず、この件は全体が事務処理誤りである。その主な原因は、加給年金がついているかどうかについて共済組合との間で正確な情報交換が行われなかったことである。そういう意味では、これは単純に人為的なミスではなく構造上の問題。それを早く気付かなければならなかったが、今まで気付かなかったということについては、管理上の問題があるということと考えている。
- 他に構造的な問題がある事案があるかもしれないということ調べる指示を出しているということか。

- プロジェクトチームを作り、過去の事務処理誤りやお客様の声を調査し、その中に構造的な要因がないかどうかということについて検討し、全面的な見直しを行うこととしている。
- （議題⑤について）宿舎は、建て替えるときは年金保険料で建て替えるのか。
- 一般財源である。
- PPP/PFI というのが私はよくわからないが、容積率が高く建てられるところには他にマンションや事務所を作り賃貸で儲けようということか。
- PPP/PFI の活用については、機構は土地を持っていることから、民間企業がその土地の上に事務所等を建てることにより、借料を安くすることができる。自前で建てる場合は、予算要求額が一時的に高くなるため、あまり好ましくないので、平均的に支払っていくようなやり方を考えている。また、売却した資金を活用できないかという話も出ていたので、そのことも含めて検討していく。

（以上）